

昭和五十九年法律第五十二号

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律

目次

第二章 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置（第二条）

第三章 特例公債の償還のための起債の特例（第六条）

附則 第一章 総則
(趣旨)

第一条 この法律は、我が国の財政の現状にかんがみ、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置並びに日本電信電話公社及び日本専売公社の国庫納付金の納付の特別措置を定めるとともに、同年度以前の各年度において発行した特例公債について、償還のための起債の特例を定めるものとする。

第二章 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置（特例公債の発行等）

第二条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十九年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、昭和六十年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、昭和五十九年度所属の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。（一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例）

第三条 昭和五十九年度において、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条

第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

（日本電信電話公社の臨時国庫納付金の納付）

第四条 日本電信電話公社は、昭和五十九事業年度において、前事業年度の経営上生じた利益のうち二千億円に相当する金額を昭和六十年三月三十一日までに国庫に納付しなければならぬ。

2 日本電信電話公社は、昭和五十八事業年度において、前事業年度の経営上生じた利益のうち二千億円に相当する金額を昭和六十年三月三十一日までに国庫に納付しなければならぬ。

3 日本電信電話公社は、昭和五十九事業年度において、前事業年度の経営上生じた利益のうち二千億円に相当する金額を昭和六十年三月三十一日までに国庫に納付しなければならぬ。

4 日本電信電話公社は、昭和五十九事業年度において、前事業年度の経営上生じた利益のうち二千億円に相当する金額を昭和六十年三月三十一日までに国庫に納付しなければならぬ。

5 日本電信電話公社は、昭和五十九事業年度において、前事業年度の経営上生じた利益のうち二千億円に相当する金額を昭和六十年三月三十一日までに国庫に納付しなければならぬ。

6 昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和五十五年法律第三十七号）第二条

7 財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第三十九号）第二条

8 昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和五十七年法律第四十一号）第二条

9 昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和五八年法律第四十五号）第二条

10 昭和五十九年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和五九年法律第四十六号）第二条

11 昭和六十一年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六十一年法律第四十七号）第二条

12 昭和六十二年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六十二年法律第四十八号）第二条

13 昭和六十三年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六十三年法律第四十九号）第二条

14 昭和六十四年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六十四年法律第五十号）第二条

15 昭和六十五年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六十五年法律第五十一号）第二条

16 昭和六十六年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六十六年法律第五十二号）第二条

17 昭和六十七年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六十七年法律第五十三号）第二条

18 昭和六十八年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六十八年法律第五十四号）第二条

19 昭和六十九年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六九年法律第五十五号）第二条

20 昭和七十一年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七十一年法律第五十六号）第二条

21 昭和七十二年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七十二年法律第五十七号）第二条

22 昭和七十三年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七三年法律第五十八号）第二条

23 昭和七十四年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七四年法律第五十九号）第二条

24 昭和七十五年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七五年法律第六〇号）第二条

25 昭和七十六年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七六年法律第六一號）第二条

26 昭和七十七年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七七年法律第六二號）第二条

27 昭和七十八年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七八年法律第六三號）第二条

28 昭和七十九年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七九年法律第六四號）第二条

29 昭和八十一年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八十一年法律第六五號）第二条

30 昭和八十二年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八十二年法律第六六號）第二条

31 昭和八十三年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八三年法律第六七號）第二条

32 昭和八十四年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八四年法律第六八號）第二条

33 昭和八十五年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八五年法律第六九號）第二条

34 昭和八十六年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八六年法律第七〇號）第二条

35 昭和八十七年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八七年法律第七一號）第二条

36 昭和八十八年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八八年法律第七二號）第二条

37 昭和八十九年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八九年法律第七三號）第二条

する法律（昭和五十三年法律第四十三号）第二条第一項

五 昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和五十四年法律第二十六号）第二条

六 昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和五十五年法律第三十七号）第二条

七 財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第三十九号）第二条

八 昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和五十七年法律第四十一号）第二条

九 昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和五八年法律第四十五号）第二条

十 昭和五十九年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和五九年法律第四十六号）第二条

十一 昭和六十一年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六十一年法律第四十七号）第二条

十二 昭和六十二年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六十二年法律第四十八号）第二条

十三 昭和六十三年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六十三年法律第四十九号）第二条

十四 昭和六十四年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六十四年法律第五十号）第二条

十五 昭和六十五年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六十五年法律第五十一号）第二条

十六 昭和六十六年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六十六年法律第五十二号）第二条

十七 昭和六十七年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六七年法律第五十三号）第二条

十八 昭和六十八年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六八年法律第五十四号）第二条

十九 昭和六十九年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和六九年法律第五十五号）第二条

二十 昭和七十一年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七十一年法律第五六十号）第二条

二十一 昭和七十二年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七二年法律第五七号）第二条

二十二 昭和七十三年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七三年法律第五八号）第二条

二十三 昭和七十四年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七四年法律第五九号）第二条

二十四 昭和七十五年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七五年法律第六〇号）第二条

二十五 昭和七十六年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七六年法律第六一號）第二条

二十六 昭和七十七年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七七年法律第六二號）第二条

二十七 昭和七十八年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七八年法律第六三號）第二条

二十八 昭和七十九年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和七九年法律第六四號）第二条

二十九 昭和八十一年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八一年法律第六五號）第二条

三十 昭和八十二年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八二年法律第六六號）第二条

三十一 昭和八十三年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八三年法律第六七號）第二条

三十二 昭和八十四年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八四年法律第六八號）第二条

三十三 昭和八十五年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八五年法律第六九號）第二条

三十四 昭和八十六年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八六年法律第七〇號）第二条

三十五 昭和八十七年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八七年法律第七一號）第二条

三十六 昭和八十八年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八八年法律第七二號）第二条

三十七 昭和八十九年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和八九年法律第七三號）第二条

三十八 昭和九十一年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和九十一年法律第七四號）第二条

三十九 昭和九十二年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和九二年法律第七五號）第二条

四十 昭和九十三年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和九三年法律第七六號）第二条

四十一 昭和九十四年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和九四年法律第七七號）第二条

する法律（以下「新特別会計法」という。）の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。